

令和7年度神戸市防災会議（第1回）

日 時：令和7年9月29日（月）14：00～15：00

場 所：神戸市役所1号館14階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長（市長）挨拶

3. 議 題

（1）報 告

- ・ 神戸市災害対策総点検の振り返り **【資料1】**

（2）議 事

- ① 女性部会開催報告 **【資料2】**

- ② イタリア視察報告 **【資料3】**

- ③ 神戸市災害対策総点検を受けた進捗 **【資料4】**

- ④ 神戸市地域防災計画の修正 **【資料5】**

（3）その他

- ・ 今後のスケジュールなど

4. 閉 会

○災害対策総点検の主旨・目的

令和6年能登半島地震で顕在化した初動・応急期の課題に加え、阪神・淡路大震災後の経時的な社会情勢の変動やテクノロジーの進展等も踏まえて、特に初動・応急期にかかる本市の災害対策について、令和6年度、全庁的に「神戸市災害対策総点検」を実施した。

この総点検の取組みを、今年度も引き続き、本市災害対策の実効性確保と災害レジリエンスの強化に確実につなげていく。

神戸市災害対策総点検の5つの柱と15項目の取組み

市の初動・応急体制の強化	1. 職員参集・動員及び避難情報にかかる諸制度の見直し 2. 市職員退職者、外部人材等の効果的な活用 3. 区の防災体制の強化
安心・健康に過ごせる避難所づくり	4. 地域防災の取組みへの効果的な支援 5. 避難所の迅速な開設と円滑な運営 6. 避難所の良好な居住環境等の確保 7. 避難者情報の効率的な把握と適切な対応
被災者支援・要援護者対策の推進	8. 災害ケースマネジメントの仕組みの構築 9. 市保健医療福祉調整本部による迅速かつ効果的な支援 10. 災害時要援護者の整理と支援の一層の推進 11. 福祉避難所の機能強化
備蓄物資の確保と適切な維持管理	12. 神戸市備蓄計画の策定と備蓄物資の適切な維持管理
新たなテクノロジーの活用と災害用リソースの確保	13. 防災行政無線の高度化、防災・減災の先進事例等の調査・導入検討 14. ドローン等の効果的な活用 15. 新たな資機材の導入

令和7年度総点検関連予算（新規・拡充事業のみ抜粋）

市の初動・応急体制の強化	115,090千円 （北神・垂水区役所における非常用電源の確保など）
安心・健康に過ごせる 避難所づくり	442,930千円 （南海トラフ地震を想定した間仕切りテント、簡易ベットの確保など）
被災者支援・要援護者対策 の推進	53,905千円 （基幹福祉避難所との連絡手段としての衛星通信回線の導入など）
備蓄物資の確保と適切な 維持管理	* 例年の経常予算で対応
新たなテクノロジーの活用 と災害用リソースの確保	46,048千円 （神戸市トイレカーの導入など）

女性部会開催報告

【資料2】

○日 程

令和 7 年 7 月14日（月） 10時30分～
（危機管理センター 1 階 本部員会議室）

○出席者

- ・ 女性部会委員10名
（うち1名はオンライン参加）
- ・ 神戸市 危機管理局防災企画課、危機対策課
経済観光局経済政策課
地域協働局男女共同参画課

○内容

- 「避難所における環境整備」
- （1）男女共同参画の視点を反映した避難所開設・運営
 - （2）備蓄物資における男女共同参画の視点の反映

○ 女性部会 委員一覧（＊敬称略）

	役職等	氏 名
部会長	関西国際大学 客員教授	斉藤 容子
委 員	兵庫県立大学大学院 教授	阪本 真由美
	竹の台地区防災・防犯福祉コミュニティ 会長	濱 尚美
	市民委員 神戸市ネットモニター	丸毛 眞妃
	市民委員 神戸市ネットモニター	奥村 香織
	神戸市灘区長	岸上 佳代
	神戸市北区長	三木 由美子
	神戸市こども家庭局 副局長	丸山 佳子
	神戸市福祉局 副局長	奥谷 由貴子
	神戸市健康局 副局長	森井 文恵

女性部会での主な意見

議 題：避難所における環境整備

（１）男女共同参画の視点を反映した避難所開設・運営

①避難所におけるスペースについて

- ・ 平準的な避難所の開設の実現
- ・ 育児、介護、子どもなどのために必要な視点

②性別による役割分担の固定化の解消

- ・ 平時からの意識的な取り組み

（２）備蓄物資における男女共同参画の視点の反映

- ・ 市民備蓄の推進
- ・ 品目についての意見
 - 子ども、高齢者、女性（生理用品）など
- ・ 場所の確保の課題



- 安心・健康に過ごせる避難所づくり
 - ・ 地域防災の取組みへの効果的な支援
 - ・ 避難所の迅速な開設と円滑な運営
 - ・ 避難所の良好な居住環境等の確保
- 被災者支援・要援護者対策の推進
 - ・ 災害ケースマネジメントの仕組みの構築
 - ・ 災害時要援護者の整理と支援の一層の推進
 - ・ 福祉避難所の機能強化
- 備蓄物資の確保と適切な維持管理
 - ・ 神戸市備蓄計画の策定と備蓄物資の適切な維持管理

安心・健康に過ごせる避難所づくり

■地域防災の取組みへの効果的な支援

○総点検をふまえた課題

防災福祉コミュニティ

- ・ 全小学校区域を対象として震災後結成
- ・ 様々な地域団体、事業者等により組織

<課題>

- ・ 構成員の高齢化、担い手不足
- ・ 団体ごとに活動状況や防災意識が異なる
(避難所開設・運営など)
- ・ 避難所開設・運営に係る市の関わり、支援が不足

区の防災体制

<課題>

- ・ 限られた人員での地域防災への効果的な支援



危機管理局、地域協働局、区役所、消防局が連携し、防災福祉コミュニティの実情を把握し、効果的な支援のあり方を検討する。

安心・健康に過ごせる避難所づくり

■地域防災の取組みへの効果的な支援

○現状の取り組み内容

①実情把握のためのアンケート（令和7年3月）

- ・192地区中187地区から回答
- ・主な回答は以下のとおり
- Q. 今後の人材確保ができていますか。
A. 確保できていない：92団体（49%）
 - 担い手不足への危機感
- Q. どのくらいの期間、現在と同様の活動ができるか。
A. 5年以上の活動が可能：88地区（47%）
 - 活動が維持できている間に持続可能な活動への支援が必要
- Q. 大規模な地震が発生した場合、防災福祉コミュニティとしてどのような活動をすべきか。
A. 避難所開設・運営：122団体（65%）
 - 避難所開設・運営は必要であるという認識

②地域防災力の向上に関する検討委員会

（令和7年7月～）

- 低下が懸念される地域防災力の向上に向けた効果的な支援策等について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として開催
- 第1回は令和7年7月29日（火）に開催
 - ・アンケート結果を踏まえた課題整理
 - ・課題整理等を踏まえた意見交換
- 第2回は令和7年10月6日（月）に開催予定

③防災士資格の取得助成制度の導入

（令和7年6月～）

- 防災福祉コミュニティから推薦を受けた者の防災士資格の取得について助成を行う。
- 長期にわたって避難所運営に携わっていただく。
- 令和7年6月16日より受付開始

安心・健康に過ごせる避難所づくり

■避難所の迅速な開設と円滑な運営

○総点検をふまえた課題

- ・南海トラフ地震等が夜間・休日に発生した場合など、発災後速やかに市職員が避難所を開設できない場合に、地域において避難所を迅速に開設し円滑に運営できる仕組みが必要

○現状の取り組み内容

①市避難所開設・運営マニュアルの簡素化と 避難所ごとの開設・運営手順シート作成（令和7年度）

➤女性部会でいただいた意見も踏まえて改定

- ・多様なニーズへの配慮
- ・育児・介護スペースの確保
- ・相談窓口の設置 等

※マニュアル完成後は、避難所開設キットやキーボックスも活用しながら、避難所ごとの訓練ができるよう働きかけていく

➤誰でもスムーズに避難所開設・運営ができるよう、必要な作業をまとめた開設・運営手順シートも併せて作成

安心・健康に過ごせる避難所づくり

■避難所の迅速な開設と円滑な運営

○現状の取り組み内容

②避難所開設キットの設置（令和7年度）

- 手順シート、案内サイン、必要な備品等を収納した市独自の避難所開設キットを市内避難所、全322か所に設置



(避難所開設キットの例)

③避難所キーボックス方式の導入（令和7年度）

- 地域による迅速な避難所開設が可能に（鍵渡し不要）
- 市立施設280か所に導入



(キーボックスの例)

安心・健康に過ごせる避難所づくり

■避難所の良好な居住環境等の確保

○総点検をふまえた課題

間仕切りテント、簡易ベッドの備蓄

- ・ 発災当初から配慮が必要な方（高齢者等）に使用いただく。
- ・ 各5,000基配備（令和6年9月補正予算）



○現状の取り組み内容

南海トラフ地震を想定した間仕切りテント・簡易ベッドの確保（令和7年9月～）

- ・ 南海トラフ地震の最大想定避難者数（発災1週間後）約15,000人分の現物備蓄を確保するため、10,000基ずつ追加購入
- ・ 9月中に契約締結。年度内に配備予定

被災者支援・要援護者対策の推進

■災害ケースマネジメントの仕組みの構築

○総点検を踏まえた課題

- ・被災者の主体的な自立、生活再建のプロセスを支援する仕組みである「災害ケースマネジメント」に取り組んでいくことが必要
 - 災害関連死の防止
 - 早期発見・生活再建によるトータルコストの抑制

<従来の手法>

支援メニューを用意し、本人申請に基づき当該支援を個別に提供
個別の状況に対応できず、本来支援が必要な方に届かない恐れ



<災害ケースマネジメント>

- ①被災者個々の被災状況や生活上の課題等をアウトリーチで把握
- ②弁護士やNPO等の民間の多様な主体と連携し、支援方針を検討
- ③課題解決に向けた継続的な支援（多様な主体による伴走型支援）
- ④被災者の自立・生活再建をマネジメント（継続的な支援）

○現状の取り組み内容

①庁内連携会議の開催（令和7年度）

- 危機管理局、福祉局、健康局、こども家庭局
- 第1回：5月、第2回：7月開催
- 災害ケースマネジメントにおける庁内連携体制の構築、外部団体とのネットワーク会議の立ち上げに向けた検討

②外部団体とのネットワーク会議の構築（令和7年度）

- 弁護士会や学識経験者等で構成する「神戸市災害ケースマネジメント推進会議（仮称）」を立ち上げ（10～11月）、災害ケースマネジメントの実施体制の構築に向けた検討

被災者支援・要援護者対策の推進

■災害時要援護者の整理と支援の一層の推進

○総点検をふまえた課題

- ・災害時要援護者の対象範囲が他都市と比較して広く、約26万人となっている。
(65歳以上単身世帯、75歳以上のみ世帯など)
- ・要援護者の情報を要援護者支援団体へ提供する取り組み（共助の取り組み）を進めているが、全市域をカバーするには至っていない。
(現在90地区・団体へ提供)
- ・優先作成対象者に対する個別避難計画策定について一層の加速化が必要
- ・災害時要援護者に対し、災害に関する情報保障が求められている。

○現状の取り組み内容

- ①災害時要援護者の適切な支援に向けたあり方の検討 (令和7年度)
 - 有識者会議の開催（令和7年秋頃～）
 - 災害時要援護者の対象範囲、自助・共助・公助のあり方、要援護者台帳の運用等について検討を行い、災害時における要援護者への適切な支援を実現する。
- ②スマートフォンを活用した音声ハザードマップの運用・機能拡充 (令和6年12月～)
 - 音声ハザードマップ「ユニボイス」の運用開始
 - 洪水ハザードマップについて本市計画規模の想定区域が表示できるよう機能拡充
(令和7年4月)

被災者支援・要援護者対策の推進

■福祉避難所の機能強化

○総点検を踏まえた課題

- 福祉避難所（高齢者施設、地域福祉センター等）が災害時に機能するよう、非常用電源の確保、通信環境の整備を行う必要がある。
- 福祉避難所の開設運営訓練助成が現行 1 施設 1 回限り

＜電源確保の状況＞

- 基幹福祉避難所（特別養護老人ホーム等）に備蓄されているポータブル電源は、施設により種類・能力が異なる。
- その他の福祉避難所には、ポータブル電源は配備していない。



福祉避難所の開設・運営訓練



ポータブル電源

○現状の取組み内容

①基幹福祉避難所に各施設共通の蓄電能力の高いポータブル電源を配備（令和 7 年度）

（発災時には被害状況に応じて施設間で流用）

➢ 基幹福祉避難所 21施設

②福祉避難所（地域福祉センター）に外部給電神戸モデルを順次導入（令和 7～9 年度）

➢ 福祉避難所の偏在性を考慮し、開設可能性の高い地域福祉センターから順次導入

（令和 7 年度：約20施設に導入予定）

③基幹福祉避難所との連絡手段としての衛星通信回線の導入（令和 7 年度）

④福祉避難所開設訓練の継続実施に向けた助成（令和 7 年度）

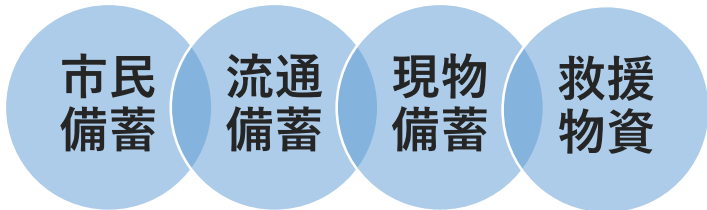
➢ 隔年で開設訓練を実施できるよう助成を拡充

備蓄物資の確保と適切な維持管理

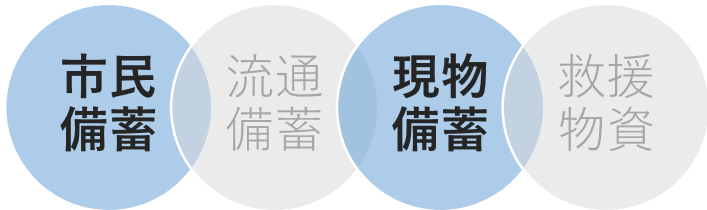
■神戸市備蓄計画の策定と備蓄物資の適切な維持管理

○総点検をふまえた課題

- ・ 地域防災計画の基本方針（平成8年より）
 - 避難者20万人を想定
 - 総合的な備蓄体制（市民・流通・現物・救援物資）
- ・ 南海トラフ地震のような広域災害では、
流通備蓄や救援物資が届かないことが想定される。
- ・ 現物備蓄の保管場所と適切な保管環境の確保



直下型地震：総合的な備蓄体制で対応



南海トラフ地震：市民備蓄と現物備蓄で対応

○その後の国の動き

防災基本計画の修正（令和7年7月）において、
物資の備蓄に関する記載が追記

⇒「物資の備蓄状況について、年に1回、広く
住民に公表するものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、
想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、
それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）
を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。」

備蓄物資の確保と適切な維持管理

■神戸市備蓄計画の策定と備蓄物資の適切な維持管理

○現状の取り組み内容

①全市備蓄計画の策定（令和7年度）

- 災害想定を踏まえた全市備蓄計画を策定し、想定避難者数に対応できる備蓄を確保する。
- ローリングストック体制の導入

②適切な保管場所の確保（令和8年度以降）

- 市内に点在する14か所の総合備蓄拠点の集約化を図る。

③温食の提供（令和8年度以降）

- 発災速やかに温食が提供できる体制の構築する。
 - 炊き出しやキッチンカー、給食センターの活用、調理師等との連携
 - 地域コミュニティとの連携やキッチンカー事業者等との連携協定の有効活用等



神戸市地域防災計画の修正

1. 組織改正に伴う修正

令和7年度4月の大幅な組織改正に伴い、組織名および事務分掌等について修正を行う。

頁	R 6 記載内容	修正案																											
共 88	3. 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織 本部員会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 危機管理監 本部員（部等の長） 部 長 部 危機管理 部 会 計 部 調 整 部 地 域 協 働 部 行 財 政 部 文 化 ス ポ ー ツ 部 福 祉 部 健 康 部 こ じ も 家 庭 部 環 境 部 経済観光部（農業委員会事務局含） 建 設 部 部 市 部 建 築 住 宅 部 建 設 汽 車 部 消 防 部 水 道 部 交 通 部 消防団 「市長部」 削除 本部員会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 危機管理監 本部員（部等の長） 部 長 部 危機管理 部 会 計 部 調 整 部 地 域 協 働 部 行 財 政 部 文 化 ス ポ ー ツ 部 福 祉 部 健 康 部 こ じ も 家 庭 部 環 境 部 経済観光部（農業委員会事務局含） 建 設 部 部 市 部 建 築 住 宅 部 建 設 汽 車 部 消 防 部 水 道 部 交 通 部 消防団	3. 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織 本部員会議 本部長（市長） 副本部長（副市長） 危機管理監 本部員（部等の長） 部 長 部 危機管理 部 会 計 部 調 整 部 地 域 協 働 部 行 財 政 部 文 化 ス ポ ー ツ 部 福 祉 部 健 康 部 こ じ も 家 庭 部 環 境 部 経済観光部（農業委員会事務局含） 建 設 部 部 市 部 建 築 住 宅 部 建 設 汽 車 部 消 防 部 水 道 部 交 通 部 消防団 <tr><td>共 89</td><td> (3) 各部および区本部の設置 <table><tr><th>部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td>市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕</td><td>1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。</td></tr><tr><td>危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕</td><td>1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。</td></tr><tr><td>調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕</td><td>1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.複数の部に関連する事業の調整に関すること。</td></tr><tr><td>地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕</td><td>1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。</td></tr><tr><td>経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕</td><td>1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。</td></tr></table> </td><td> (3) 各部および区本部の設置 <table><tr><th>部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td>市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕</td><td>1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。</td></tr><tr><td>危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕</td><td>1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。</td></tr><tr><td>調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕</td><td>1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 7.災害時の応接に関すること。 8.災害時の相談に関すること。 9.複数の部に関連する事業の調整に関すること。</td></tr><tr><td>地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕</td><td>1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。 5.災害時の専門相談に関すること。</td></tr><tr><td>経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕</td><td>1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。 7.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。</td></tr></table> </td></tr>	共 89	(3) 各部および区本部の設置 <table><tr><th>部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td>市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕</td><td>1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。</td></tr><tr><td>危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕</td><td>1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。</td></tr><tr><td>調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕</td><td>1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.複数の部に関連する事業の調整に関すること。</td></tr><tr><td>地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕</td><td>1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。</td></tr><tr><td>経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕</td><td>1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。</td></tr></table>	部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕	事 務 分 掌	市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕	1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。	危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。	調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕	1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.複数の部に関連する事業の調整に関すること。	地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕	1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。	経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。	(3) 各部および区本部の設置 <table><tr><th>部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td>市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕</td><td>1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。</td></tr><tr><td>危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕</td><td>1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。</td></tr><tr><td>調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕</td><td>1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 7.災害時の応接に関すること。 8.災害時の相談に関すること。 9.複数の部に関連する事業の調整に関すること。</td></tr><tr><td>地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕</td><td>1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。 5.災害時の専門相談に関すること。</td></tr><tr><td>経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕</td><td>1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。 7.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。</td></tr></table>	部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕	事 務 分 掌	市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕	1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。	危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。	調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕	1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 7.災害時の応接に関すること。 8.災害時の相談に関すること。 9.複数の部に関連する事業の調整に関すること。	地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕	1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。 5.災害時の専門相談に関すること。	経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。 7.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。
共 89	(3) 各部および区本部の設置 <table><tr><th>部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td>市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕</td><td>1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。</td></tr><tr><td>危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕</td><td>1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。</td></tr><tr><td>調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕</td><td>1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.複数の部に関連する事業の調整に関すること。</td></tr><tr><td>地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕</td><td>1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。</td></tr><tr><td>経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕</td><td>1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。</td></tr></table>	部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕	事 務 分 掌	市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕	1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。	危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。	調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕	1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.複数の部に関連する事業の調整に関すること。	地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕	1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。	経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。	(3) 各部および区本部の設置 <table><tr><th>部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td>市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕</td><td>1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。</td></tr><tr><td>危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕</td><td>1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。</td></tr><tr><td>調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕</td><td>1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 7.災害時の応接に関すること。 8.災害時の相談に関すること。 9.複数の部に関連する事業の調整に関すること。</td></tr><tr><td>地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕</td><td>1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。 5.災害時の専門相談に関すること。</td></tr><tr><td>経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕</td><td>1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。 7.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。</td></tr></table>	部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕	事 務 分 掌	市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕	1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。	危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。	調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕	1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 7.災害時の応接に関すること。 8.災害時の相談に関すること。 9.複数の部に関連する事業の調整に関すること。	地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕	1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。 5.災害時の専門相談に関すること。	経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。 7.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。			
部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕	事 務 分 掌																												
市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕	1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。																												
危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。																												
調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕	1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.複数の部に関連する事業の調整に関すること。																												
地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕	1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。																												
経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。																												
部の名称 〔部長となる者〕 〔副となる者〕	事 務 分 掌																												
市長部 〔市長室長〕 〔市長室〕	1.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 3.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 5.災害時の応接に関すること。 6.災害時の相談に関すること。																												
危機管理部 〔危機管理課長〕 〔危機管理室〕	1.本部の設置及び閉鎖に関すること。 2.本部員会議及び関係本部員会議に関すること。 3.防災指令その他本部長命令の下達に関すること。 4.本部の庶務に関すること。 5.各部との連絡調整に関すること。 6.子警報等に関すること。 7.被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること。 8.兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること。 9.各種協定（他部に関するものを除く）に関すること。 10.災害救助法に基づく救助に関する部及び区災害対策本部との連絡・調整及び指導に関すること。 11.災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること。 12.その他災害救助に関し他の所管に属さない事項に関すること。																												
調整部 〔企画調整課長〕 〔企画調整局〕	1.国、県等との連絡調整に関すること。 2.市に対する国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 3.地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応接の調整に関すること。 4.本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5.本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6.災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 7.災害時の応接に関すること。 8.災害時の相談に関すること。 9.複数の部に関連する事業の調整に関すること。																												
地域協働部 〔地域協働課長〕 〔地域協働局〕	1.区災害対策本部との連絡調整に関すること。 2.男女共同参画の観点からの防災・復興の取り組みに関すること（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関することを含む）。 3.物価の安定その他消費生活に関すること。 4.外国人市民に関する連絡及び調整に関すること。 5.災害時の専門相談に関すること。																												
経済観光部 〔経済観光課長〕 〔経済観光局〕	1.中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 2.被災者等への食料の確保・給与に関すること。 3.農林水産業施設の防災及び復旧に関すること。 4.農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること。 5.農産物、家畜等の災害対策に関すること。 6.救援物資に関すること。 7.国際関係に関する連絡及び調整に関すること。																												

2. 地区防災計画の地域防災計画への規定（報告）

防災福祉コミュニティ等が作成した防災活動に関する計画については、会長の専決処分により、災害対策基本法に基づく地区防災計画として、地域防災計画に定めることができることとしている。

専決処分を行ったときは、防災会議での報告が必要なことから、前回防災会議（2025年2月）以降の計画規定状況について報告する。

- ・南五葉ふれあいのまちづくり協会おたすけガイド（2025年9月）
- ・真陽地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（2025年8月）